

栃木県県土整備部優良委託業務表彰要綱

(目的)

第1条 この要綱は、栃木県県土整備部が実施する調査、測量、設計業務（以下「委託業務」という。）を、優秀な成績で完了した事業者を表彰することにより、事業者の技術力の向上、成果品の品質確保及び技術者の育成に資することを目的とする。

(表彰対象)

第2条 表彰の対象は、栃木県県土整備部が発注した委託業務のうち、次の各号の全てに該当するものを優秀な成績で完了した事業者とする。

- (1) 表彰日の属する年度の前年度に完了した当初契約額及び最終契約額が500万円以上の委託業務
- (2) 栃木県委託業務成績評定要領（平成30年2月1日付森整第917号、農振第777号技管第296号）（以下「評定要領」という。）に基づき成績評定を行った委託業務
- (3) 評定要領に基づく成績評定の「項目別評定点」の総合評定点（以下「成績評定点」という。）が優秀な成績であると認められる委託業務
- (4) 県内に本社又は本店を有する者（以下「県内業者」という。）が履行した委託業務又は県内業者を構成員に含む建設共同企業体が履行した委託業務

(表彰の種類と部門)

第3条 表彰の種類は県土整備部長表彰とし、次の各号に掲げる部門毎に表彰する。

- (1) 測量業務部門
- (2) 地質調査業務部門
- (3) 土木設計業務部門
- (4) 建築設計業務部門
- (5) 調査・点検等業務部門

2 前項の規定により表彰を受けるものと決定した委託業務を履行した事業者（建設共同企業体の履行の場合、その構成員である県内業者）に対し、県土整備部長が賞状を授与する。

(欠格条項)

第4条 次の各号のいずれかに該当する場合には表彰の対象としない。

- (1) 表彰の前年度表彰決定日翌日から当該年度の表彰決定日までの間に、事業者が栃木県建設工事等請負業者指名停止等措置要領（平成21年3月26日制定）に該当し、指名停止措置を受け、若しくは措置を受けることが明らかである場合
- (2) 評定要領に基づく成績評定において減点評定を受けた業務
- (3) その他、事業者に表彰にふさわしくない行為があった場合

(審査会の設置)

第5条 優良委託業務の審査を行うため、栃木県県土整備部優良委託業務表彰審査会（以下「審査会」という。）を置く。審査会の組織、運営その他について必要な事項は別に定める。

(審査)

第6条 審査会は第2条の表彰対象について、成績評定点、業務の難易度及び創意工夫内容について総合的に審査する。

(表彰の決定)

第7条 県土整備部長は、第5条に規定する審査会が前条により審査した結果に基づき、表彰を受ける事業者を決定する。

(表彰の取消し)

第8条 県土整備部長は、この要綱により表彰された事業者が、その対象となった委託業務において、表彰後、成果物に関して被表彰者が契約不履行の修補請求を受けた場合、又は損害賠償請求事由が発生した場合等、表彰にふさわしくないことが明らかとなった場合は表彰を取り消すことができる。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、表彰の実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年6月10日から適用する。